

大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成31年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(関係住民等の範囲)

第3条 条例第2条第8号ア、イ及びエの規則で定める範囲は、50メートル以内とする。

(抑制区域)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(許可の申請)

第5条 条例第9条第2項の規定による申請は、設置事業許可申請書（様式第1号）及び設置事業計画（様式第2号）に、次に掲げる図書及び第6条第7項の事前協議終了通知書の写しを添えて行うものとする。

- (1) 事業区域の位置図
- (2) 事業区域の区域図
- (3) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (4) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧
- (5) 事業区域内の土地に係る公図の写し
- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 造成計画平面図及び断面図
- (8) 排水計画平面図及び断面図
- (9) 擁壁の背面図及び断面図
- (10) 太陽光発電設備の構造図
- (11) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (12) 維持管理（撤去処理）に係る計画書（様式第3号）
- (13) 立地環境に係る概要書（様式第4号）
- (14) 設置事業者が設置事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有することを証する書類
- (15) 各種法令上の協定書の写し（協定を締結している場合に限る。）
- (16) 国へ提出した関係法令手続状況報告書の写し
- (17) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約書の写し

(事前協議)

- 第6条 条例第10条第1項の規定による事前協議は、設置事業計画事前協議書（様式第5号）に第5条各号に掲げる図書を添えて、市長に提出する方法により行うものとする。
- 2 市長は、設置事業計画事前協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。
- 3 条例第10条第2項の指導又は助言は、審査（指導・助言）通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、設置事業計画の内容を同項の規定により通知された内容に適合させるために関係行政機関、関係住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。
- 5 第3項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、その内容を十分検討し、設置事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議取下書（様式第7号）を市長に提出するものとする。
- 6 第3項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、設置事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に至ったときは、審査（指導・助言）通知事項回答書（様式第8号）を市長に提出するものとする。
- 7 市長は、条例第10条第1項の規定による事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書（様式第9号）を申請予定事業者に通知するものとする。
- 8 申請予定事業者は、第1項の規定により提出した設置事業計画事前協議書の内容を変更しようとするときは、設置事業計画変更届（様式第10号）に変更しようとする内容が確認できる図書を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（標識の設置）

- 第7条 条例第11条第1項の標識は、様式第11号とする。
- 2 申請予定事業者は、前項の標識を設置したときは、標識設置届（様式第12号）に次に掲げる図書を添えて、当該標識を設置した日から起算して3日以内に市長に届け出なければならない。
- (1) 標識を設置した場所が明示された図面
- (2) 標識の設置の状況及び記載された内容が分かる写真
- 3 申請予定事業者は、前項の規定により届け出た内容に変更が生じたときは、設置した標識の内容を変更した後、標識設置変更届（様式第13号）に前項に掲げる図書を添えて、当該標識の内容を変更した日から起算して3日以内に市長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

- 第8条 申請予定事業者は、条例第11条第2項の規定による説明会（以下「説明会」という。）を第7条の標識を設置した日から起算して14日以内に開催しなければならない。
- 2 前項の場合において、説明会を開催したときは、説明会開催届（様式第14号）に次

に掲げる書類を添えて、当該説明会を開催した日から起算して7日以内に市長に届け出なければならない。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) その他市長が必要と認める書類
(意見の申出)

第9条 条例第11条第3項の規定による意見の申出を行おうとする者は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、申請予定事業者に対して設置事業計画に対する意見を記載した書面（以下「申出書」という。）を提出するものとする。

2 申請予定事業者は、申出書の提出があったときは、説明会が開催された日から起算して21日以内に、意見の申出があった旨の届出書（様式第15号）に当該提出があった申出書の写しを添えて、市長に報告しなければならない。

（関係住民等との協議）

第10条 条例第11条第4項の協議は、申出書の提出があった日から起算して14日以内に、当該申出書を提出した者（以下「申出者」という。）に対し、当該申出書に対する見解を示した書類（以下「見解書」という。）を提出して行うものとする。

2 申請予定事業者は、前項の見解書を提出するときは、申出者に対しその内容をよく説明し、その理解を十分に得るものとする。

3 申請予定事業者は、第1項の協議を行ったときは、見解書の写しを添えて、協議状況届（様式第16号）により、当該協議が終了した日から起算して7日以内に市長に届け出なければならない。

（設置許可の基準）

第11条 条例第12条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区を含むときは、当該鳥獣保護区及び特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に講じられていること。
- (2) 希少野生動植物種の保護や、野生動植物の営巣地点など生態系の維持に配慮した太陽光発電設備の配置や施工を行うこと。
- (3) 設置事業に伴い樹木等を伐採するときは、当該伐採が必要最小限度の範囲のものであること。

2 条例第12条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備及び付帯設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。
- (2) 事業区域と隣接する土地との間に別表第2で定める緩衝帯が設けられていること。
- (3) 太陽光発電設備が周辺の道路等の公共空間から見えないよう低木、目隠しフェンス等が設置されていること。ただし、50キロワット未満の設置事業については、設置

に努めるものとする。

3 条例第12条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林の存する土地を含まないこと。

4 条例第12条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行うときは、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。

(2) 造成計画が宅地防災マニュアル（平成19年国都開第27号）の基準に適合していること。

5 条例第12条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域内の雨水その他の地表水等を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

(2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準に適合していること。

(3) 擁壁を設置するときは、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合していること。

(4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要があるときは、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

6 条例第12条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 軟弱地盤であるときは、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

(2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。

(3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。

(4) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。

7 条例第12条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 大型車の通行等による道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する措置が講じられていること。

8 条例第12条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。

(2) 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準（騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項及び栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）第5条第1項の規定により定められた騒音に係る規制基準をいう。）に適合していること。

- (3) 太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
- (4) 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が関係住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。
- (5) 太陽光発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に適合していること。

（標識の掲示）

第12条 条例第13条の規則で定める標識は、様式第17号とする。

（関係書類の閲覧）

第13条 許可事業者は、条例第14条の規定による閲覧をさせるときは、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

（着手の届出）

第14条 条例第15条の規定による届出は、設置事業着手届（様式第18号）によるものとする。

（完了の届出等）

第15条 条例第16条第1項の規定による届出は、設置事業完了（廃止）届（様式第19号）によるものとする。

2 条例第16条第2項の検査済証は、様式第20号とする。

3 条例第16条第2項の規定による検査の結果、市長が適合していないと認めるときは、許可事業者に検査済証不交付通知書（様式第21号）により通知するものとする。

（変更許可の申請）

第16条 条例第17条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更とは、事業区域の現況、設置事業の規模等を勘案し市長が設置事業計画の内容を再度審査する必要がないと認める事項の変更とする。

2 条例第17条第2項の規定による変更許可の申請は、設置事業変更許可申請書（様式第22号）に、変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

3 条例第17条第3項の規定による届出は、変更したときから14日以内に設置事業変更届（様式第23号）に同項の軽微な変更が分かる書類を添えて行うものとする。

（許可通知書等）

第17条 市長は、条例第9条第2項の許可申請又は条例第17条第2項の変更許可の申請があった場合は、許可をするときには許可通知書（様式第24号）により、許可をしないときには不許可通知書（様式第25号）により通知するものとする。

（設置事業の届出）

第18条 条例第19条第1項の規定による届出は、設置事業届（様式第26号）に第5条第1号から第7号まで、第10号から第12号まで及び第14号に掲げる図書を添えて行うものとする。

（設置事業の変更の届出）

第19条 条例第21条第1項の規定による届出は、設置事業変更届（様式第27号）に変更の内容が確認できる図書を添えて行うものとする。

（発電事業の開始の届出）

第20条 条例第22条の規定による届出は、発電事業開始届（様式第28号）によるものとする。

（発電事業の変更の届出）

第21条 条例第25条の規定による発電事業の変更の届出は、発電事業変更届（様式第29号）に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」という。）第8条に規定する申請に係る変更認定通知書又は同規則第9条第2項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画事前変更届出書（国の受領印のあるもの）の写しを添えて行うものとする。

（発電事業の終了の届出）

第22条 条例第27条の規定による発電事業の終了の届出は、発電事業終了届（様式第30号）に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第11条に規定する再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（国の受領印のあるもの）の写し及び添付書類を添えて行うものとする。

（身分証明書）

第23条 条例第29条第2項の身分を示す証明書は、様式第31号とする。

（補則）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和5年7月31日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

抑制区域	根拠法令等
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する

鳥獣特別保護地区	法律第28条第1項及び第29条第1項
地域森林計画の森林の区域	森林法第5条第2項第1号
県立自然公園	栃木県立自然公園条例（昭和33年栃木県条例第11号）第4条第1項
自然環境保全地域 緑地環境保全地域	自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第12条第1項及び第21条第1項
絶滅のおそれのある野生動植物の生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項
風致地区	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号
農地	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項、第54条第1項及び第56条第1項
重要文化財（建造物） 国指定史跡名勝天然記念物の指定地（仮指定地を含む。）	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条、第109条第1項及び第110条第1項
県指定有形文化財（建造物） 県指定史跡名勝天然記念物の指定地	栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号）第4条第1項及び第31条第1項
市指定有形文化財（建造物） 市指定史跡名勝天然記念物の指定地	大田原市文化財保護条例（昭和52年大田原市条例第14号）第4条第1項及び第36条第1項
第1種低層住居専用地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項

別表第2（第11条関係）

事業区域の面積	緩衝帯の幅
1ヘクタール以上1.5ヘクタール未満	4メートル
1.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	5メートル
5ヘクタール以上15ヘクタール未満	10メートル
15ヘクタール以上25ヘクタール未満	15メートル
25ヘクタール以上	20メートル